

学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ

Sexual Minority Youth in Public School Education: Recommendations for the Change Process

文学研究科教育学専攻博士前期課程修了

稲 葉 昭 子

Akiko Inaba

I. はじめに

村井実によれば、教育とは、すべての人間がそれぞれに「善く生きよう」としていることを認めた上で、教育する側が相手を人間として善くしようとする働きであるという¹。しかし、子どもたちはしばしば、大人の理想形へと成長することを期待され、大人の理想と反する「善く生きたい」という願いは押しつぶされてきた。中でも同性愛の子どもたちは、学校教育の現場においてはほとんど冷遇されてきたといえる。カリキュラムには、同性愛に関わる事項が一切登場せず、カリキュラム外でも、同性愛を侮蔑、嘲笑する周囲の態度に日々遭遇するのである。同性愛の子どもたちは、学校教育という公的な場では、自身の性的指向を黙殺、否定され続けてきたのである。

同性愛の子どもたちへの働きかけには、異性愛の子どもたちには要求されない、何か特別な働きかけが必要とされるのであろうか。性の一側面である性的指向において少数派であるということは、学校教育を受ける上でどのような意味を持つのであろうか。同性愛の子どもたちの存在を考えずして、より善い学校教育について語ることはもはやできないのである。

1. 問題の所在

1980年代から日本の学校教育の現場でもジェンダーの概念が登場し、学校教育が性差別社会の再生産に寄与していると指摘されるようになった。この指摘を受けて1990年代後半から発展したジェンダー・フリー教育は、社会的・文化的性別としてのジェンダーにおける男女間の不公平、不平等の関係性に着眼し、男子優先のメッセージ性が強い学校教育における女子の周辺化の撤廃を主要な目的として学校教育の現場に普及したものである。

しかし、ジェンダー・フリー教育が問題視したのは男女のジェンダー秩序における偏見に留まり、セクシュアル・マイノリティの子どもたちについての言及はほぼ皆無であった。よって、ジェンダー・

フリー教育では、同性愛者を含むセクシュアル・マイノリティを視座に入れたジェンダー観の再構築を行うという試みはほとんどなされなかったのである。

そして今日に至るまで、同性愛の子どもたちは、学校教育の現場で性的指向を含めた自身の市民権を得ているとは言えない状況なのである。本研究は、同性愛の子どもたちが学校教育で阻害されてきた要因とより善い働きかけとはどのようなものであるかを問題として扱うものである。

2. 研究の目的

本研究は、同性愛の子どもたちのためのより善い学校教育について考察するものである。異性愛主義の学校教育の問題点、ジェンダー・センシティブの立場からの同性愛の子どもたちへのアプローチがどのような意味を持つものとなるのか、同性愛の子どもたちを考慮することは、教育におけるジェンダー観、ひいては教育観そのものにどのような影響を与えるかを明らかにすることを目的としており、①異性愛が前提かつ標準とされる学校教育の場での子どもたちへの働きかけが、同性愛の子どもにとってどのような意味を持つものであるのか②学校教育において、同性愛者というセクシュアル・マイノリティの存在を包括した働きかけを行ううえで、ジェンダーを考えることはどのような視点をもたらすのかという問いへの解答を試みるものである。

II. 日本における同性愛の子どもへの学校教育のアプローチについて

1. 日本の同性愛者をめぐる社会的状況

今日の社会において、人間の性愛の指向においては、異性愛が世界共通でスタンダードとされている。このスタンダードから逸脱した同性愛者に対して、社会は厳しい。同性愛者の大多数が職場での迫害や失業、学校でのいじめ、不当逮捕、拷問、レイプ、投獄、罰金、処刑などさまざまな形での迫害や同性愛嫌悪の圧力にさらされて生きているのである²。

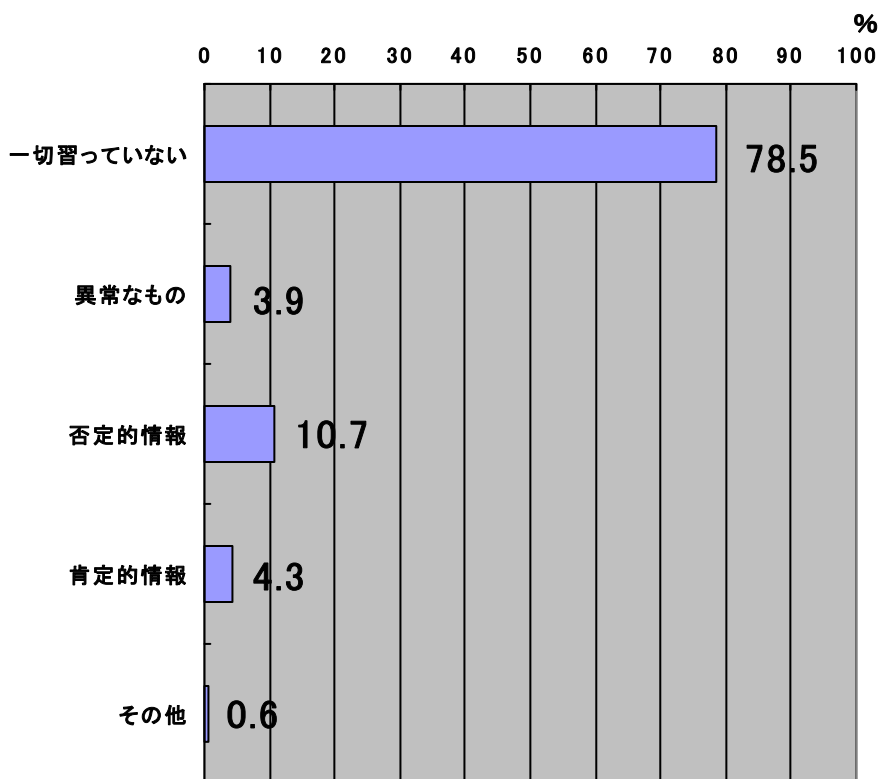
同性愛者をめぐる厳しい社会状況は、日本も例外ではない。日本では同性愛は刑法の処罰対象ではないが、同性愛嫌悪は社会に根強く存在している。1983年には、宮崎県の男子高校生が書店でゲイ雑誌を万引きし、親にゲイであることを知られるのを恐れ、親を呼ばれている間に飛び降り自殺をしたという事件が起きている³。他にも1991年に市民団体である「動くゲイとレズビアンのかみ（通称アカー）」が、同性愛者の団体であることを告げた上での利用を府中青年の家で拒絶され、東京都を提訴した「府中青年の家」裁判(1997年アカー勝訴)、2000年に起きた夢の島殺人(東京都江東区の公園で「ホモ狩り」と称して10代と20代の3人のグループがゲイとみなした青年から金品を強奪、暴行し殺害した事件)といった事件が起きるなど、同性愛者が自身の性的指向をオープンにして生きていくにはリスクが伴う厳しい社会状況なのである⁴。今日の日本の社会における同性愛者をめぐる社会状況をよく考慮

した上で、学校教育での同性愛の子どもたちへのアプローチを考えなければならないであろう。

2. 学校教育における同性愛の子どもたち

日本の学校教育での子どもの性の教育における基本的枠組みは、強制異性愛と性情報からの隔離というダブルスタンダードである。学習指導要領では、性は生殖と強く結びついたものであり、なおかつ性に関する情報は極力取り上げないものである。同性愛に関する事項は皆無である。このダブルスタンダードによって、同性愛の子どもたちは性に関する教育では周辺化を余儀なくされ、自己の性的指向をアイデンティティの一部として受容する機会をことごとく奪われてきたのである。今日に至るまで、同性愛の子どもは学校できわめて冷遇されてきた。『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2』によると、学校教育での同性愛についての取り扱いについて「一切習っていない」「異常なもの」「否定的情報」をあわせると93.1%にまで達する(図はデータに基づいて筆者が作成した)⁵。

教育現場における同性愛の取り扱い



出典：平成17年度厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 報告書『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2』主任研究者・市川誠一 4頁

URL参照日2009年12月27日

学習指導要領で不可視の同性愛の子どもたちは、「一切習っていない」の回答の高さに象徴されるように、教室においても不可視の存在なのである。彼らは、自身の性的指向においては、学校という同じ時間・場所で友人たちと共通の知識を得るといふ学校教育の恩恵を享受できていない。むしろ同性愛の子どもたちは、学校教育の場で圧倒的に不適切な扱いを受けていく中で、同性愛に対するネガティブなイメージを友人たちとともに自身の中に構築し、自己受容への葛藤の度を深めていくのである。

3. 制度としての「強制異性愛」

日本の同性愛の子どもたちは、公的カリキュラムの教育構想から除外され、不可視の存在であることを強いられてきた。こうした状況—同性愛者不在—の学校を成立させたのが、強制異性愛である。強制異性愛における異性愛の正当化は、同性愛を否定し、攻撃するものであり、異性愛のほかの性的指向を認めないことによって制度として成立、維持されるのである。

アドリエヌ・リッチは、一つの制度として異性愛を吟味する必要性を鋭く指摘している。リッチは、異性愛を制度として吟味せずにいることを「資本主義と呼ばれる経済体制や人種主義というカスタム制度が、肉体的暴力と誤った意識の両方をふくめた多種多様な強制力によって維持されていることを、認めずにいるのと等しい」と糾弾するのである⁶。リッチの指摘は深い示唆に富んだものであり、学校教育においても異性愛を制度として吟味することが、同性愛の子どもの可視化への第一歩であろう。当然であり、自明の理とされてきた強制異性愛の再考を、同性愛の子どもたちの存在は促しているのである。

学校における強制異性愛は、同性愛の子どもたちの不可視化を強めていった。学習指導要領の同性愛の子どもの不在、心のノートの異性愛を「自然」とする記述は、この一端である。異性愛を「自然であり、普通であり、よいものである」とする強制異性愛は、学校生活全体にわたって働く同性愛の子どもたちへの暴力装置になるのである。同性愛の子どもたちは、カリキュラムでは存在を無視され、適切な情報を与えられず、カリキュラム外でも、教師や友人の態度や言動・行動に表れる同性愛嫌悪にいたるところで遭遇する⁷。こうした日常生活を送っていく中で、同性愛の子どもたちが、自分の性的指向を明らかにすれば幸せな帰結には至らないと考えるようになるのは、至極当然のことであろう。同性愛の子どもたちは、同性愛者が不利益を被ったり、危害を加えられる恐れがあるということ、強制異性愛下の学校で強烈に刷り込まれるのである。

こうして、多くの同性愛の子どもが異性愛者のふりをするようになる。幸か不幸か、性的指向は外見からの判別ができないものである。さらに不可視になるだけではなく、同性愛者という疑いをかけられないために、同性愛を蔑む友人に同調して同性愛を侮蔑したり、あざ笑って貶める—いわば自分で自分を貶める—などの自己否定の行動をとらざるをえなくなるということなのである⁸。

同性愛者の不可視化は、異性愛の子どもたちが、同性愛者の性的指向を一個人の全体像の一部として捉える機会を奪い、同性愛者のイメージを強制異性愛に基づくメディアからの情報を中心に形成することを助長してしまう。偏った同性愛者のイメージは、同性愛嫌悪の増長、強制異性愛の強化、ついには同性愛者を抑圧するという負のスパイラルを日常生活で発生させるのである。ジェンダー・フリー教育では、ジェンダーにおける男子優先性に象徴される男女の不平等な関係性が潜む「隠れたカリキュラム」の存在が指摘されてきた⁹。同性愛の子どもたちに目を向けると、性的指向の面においての不公平かつ強大な権力構造が明確に浮かび上がってくる。強制異性愛が「隠れたカリキュラム」として、同性愛の子どもたちを徹底的に抑圧しているのである。

さらに、学校における強制異性愛を維持する強力な原動力が、政治権力による教育への介入である。近年のジェンダー・フリー教育バッシングや性教育バッシング、心のノートによる国家的価値規範の教え込みがそれである。近年は政治の場で「教育として不適切である」とみなされれば、政治権力が圧倒的な力を持って学校教育の現場へ介入し、「矯正」を命じるのである。しかし、政治が教育を適切か判断する基準は、あくまで政治の論理であり、学校教育に望むものは、子どもを「立派な未来の国家構成員」として育成することなのである。教育基本法の「愛国心条項」に見られるように、政治における子ども観は、国家との関係性を中心に考えられているのである。この視点からのアプローチでは、「再生産」の遂行者たりえない同性愛の子どもたちを肯定することは難しい。国会でも、2000年には「同性愛には程度の問題があり、学校で取り上げるのは難しい。個別の対応が効果的であると考える」と、同性愛のカリキュラム内での扱いを避けることが明言されており、同性愛について学校で扱うということは、政治からの攻撃に遭うリスクが極めて高いことなのである。

この強制異性愛を制度として、存在意義、学校教育に何をもちたかということを含めての根本的に問い直す作業なくして、同性愛の子どもたちをめぐる教育環境の改善、ならびにより善い教育的アプローチについて考えることは、もはや不可能なのである。

Ⅲ. 同性愛の子どもたちへの性教育におけるアプローチ

以上に見たように、同性愛の子どもたちへの教育的アプローチとして必要になることは、強制異性愛の制度としての問い直しであり、同性愛の子どもを囲む現状を認識した上での彼らの可視化の促進である。同性愛の子どもにとってのより善い教育的アプローチとはどのようなものであるのか、性教育におけるアプローチを中心に考察する。

1. 性教育の現状

本研究で学校の性教育を取り上げる意義は、同性愛の子どもたちへの教育的アプローチという観点

から、性教育がきわめて有用であると考えためである。性教育についての論議を始める前に、まず性教育について問われなければならない問いが山積している。性教育が本当に必要なのか？目的は何か？学校で行わなければならないのか？教師の研修はどのように行われるべきなのか？男女合同で受けるべきか？子どもの対象年齢はいくつなのか？授業方法はどのようなのか？どの教科で行われるべきなのか？どのくらいの時間が充てられるべきなのか？評価はどのようなのか？親には自分の子どもに性教育を受けさせない権利があるのか？

性教育について語る前に、これらの問いが真摯に問われなければならないであろう。子どもの性をどのように捉えるのかが、性教育の姿勢を決定するのである。

そもそも、同性愛の子どもたちを含め、子どもたちの性をめぐる環境は決して安心できるものではない。中絶、性感染症といった深刻なトラブルを抱える子どももいれば、そうした個別の性でなくても、社会的にもジェンダー・エンパワーメント指数の低さは、子どもたちが男女の性が平等に扱われている社会には生きていないことの証明である。子どもたちは、性については真剣に捉えている。性教育について「真剣に教えてほしい」という高校生は男子の78.6%、女子の81.3%、「危ないことは危ないと教えてほしい」は男子の87.4%、女子の93.4%、「心配なときの連絡先を教えてほしい」は男子の57.8%、女子の69.3%と、決して自分の性に無関心ではなく、危険もあるということまで認識していることがわかる¹⁰。

日本の性教育の実施状況は、文部科学省の調査によれば、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）のうち、性教育に関する年間指導計画を作成していると回答した学校は66.8%、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）のうち、性教育の指導内容等を保護者に知らせる方法として「学校、学年、学級だよりや保健だよりで知らせている」と回答した学校は73.7%である¹¹。性教育は子どもたちも欲し、国も重要と考えているのである。筆者も上述のように、同性愛の子どもへのアプローチとして必要であり、公的に同性愛の子どもが存在を科学的情報も含めて扱うことができるのが、まず性教育であるとする。しかし、従来の性教育ではその取り組みはほとんどなされてこなかった。その理由として、日本の学校の性教育についての以下の5点の問題点が挙げられる。

- ① 性＝生殖という概念
- ② 性道德の教え込み
- ③ 子どもの学びの希望の不反映
- ④ ジェンダーの視点の欠落
- ⑤ 教師教育

この5つによって、同性愛の子どもは性教育から排除されてきたのである。以下、各点を詳述していく。

① 性＝生殖という概念

学校教育における性の概念は、生殖を核に考えられたものである。この概念をもとに行われた性教育は、少なくとも三つの問題を引き起こしてきた。

まず、「生殖」という異性愛を想定したものを性概念の中核にすえたことで、同性愛の子どもたちをアウトサイダーへと追いやったことである。

二点目は、「産む性」への教育として、女子への教育に重点が置かれ、男子への教育がなおざりになっていたことである。女子を「産む性」と捉えて行われた性教育では、重点を置かれた女子は、自身の生殖機能に関する知識は得られるが、自身の生殖に関わらない部分の性に関する知識はほとんど与えられず、しかも男性の性には無知なままというアンバランスな知識形成が行われていった。一方男子は、女子に力を入れ、生殖の機能を教え込む性教育から「生殖は女子のこと」というメッセージを受け取ることとなる。結果、生殖は両性によって行われるにもかかわらず、互いに異性の生理の知識が欠けているのである。『第6回青少年の性行動全国調査報告』では、男女ともに異性の生理についてよく理解していない現状が明らかになっている¹²。

そして三点目が、生殖を中心にするることによって、「男女の違い」が強調されてきたことである。生殖を軸にした授業によって、成長に伴う変化を男女の共通項を含めて取り上げるより、「男女の違い」を重視し、強調してきた。結果として「男女の違いに基づくものである」と子どもたちの中に不平等なジェンダー関係の再生産を推進するジェンダー観をつくりあげてきたのである。

② 性道徳の教え込み

戦後、純潔教育として出発した性教育は、女子に「純潔」を教えるという性規範の教え込みを行っていった。この性規範は国家運営の観点から出されたものであることは、すでに述べたとおりである。しかし、近年は性教育バッシングのあおりを受けて、アメリカのブッシュ政権下(2001～2008)で推奨された「結婚まで禁欲のみ」教育(以下、禁欲のみ教育)に似た動き、純潔教育への回帰ともいえる動きが見られる。禁欲のみ教育では、恐怖による誘導と洗脳・トラブルを起こした場合の救済の課題は無視といった問題点があることが指摘されている¹³。

性道徳の教え込みは、道徳を邪魔するあらゆるものを切り捨てた上で成り立つものである。同性愛の子どもたちが必要とする自身の性的指向に関わるような情報も、当然教えるべき性道徳からは外されるものである。

③ 子どもの学びの希望の不反映

性教育は、特に子どもの学びの希望が反映されない領域であり、子どもたちが学んできたのは、大人によって学ぶべきと決められたカリキュラムであった。時には「早すぎる」、時には「もう知らなく

てはいけない」という、大人側の年齢を軸にした一律の判断によって学習の時期も内容も決められている。「教えてもよい」とされる年齢に到達する前に、子どもが自分の身体について「知りたい」といっても、それを許さない制約—近年はこれを破るとひどいバッシングにあってしまう—があり、従来の性教育では子どもは学習の主体者ではなく、決められたときに、決められた情報を受け取るように設定された、極めて受動的な学習者なのである。同性愛の子どもたちはこの学びの希望がもっとも反映されてこなかった子どもたちと言えるであろう。

④ ジェンダー視点の欠落

生殖中心の性教育が成り立ってきた要因として、性教育領域でのジェンダーの視点の欠落が挙げられる。性教育における性が狭義の性であるセックスに限定され、ジェンダーの視点が欠落してしまったことによって、性の多様な側面が奪われてしまったのである。

ジェンダーは、性の成り立ちの複雑さを物語る。ジェンダーは、マーティンが指摘したようにさまざまな文化的背景を含む概念であり、不動のものではなく、社会の影響で構築されていくものである。こうした性の変動性を内包したジェンダーの視点の欠落は、セックスによる男女二元を当然のものとし、同性愛や他のセクシュアル・マイノリティの子どもたちを切り捨てた上での教育を成り立たせてしまう大きな一因なのである。

⑤ 教師教育

性教育を行う教師の教育も大きな問題である。これまで性教育において同性愛を取り扱った実践も少数ではあるが報告されている。その実践では、生徒の同性愛への偏見の減少も報告されているが、問題は実践に取り組む教師が当事者の同性愛者であるケースがほとんどという点である。もちろん、これは大きなメリットも含む。同性愛を公言し、肯定的に自己受容をしている教師の姿は、同性愛者になかなか会えないであろう異性愛の子どもにとって、同性愛を人間の一属性として考えるよいモデルになるであろうし、同性愛の子どもにとっては、近しい人物である教師はすぐれたロールモデルにもなり、肯定的な自己受容の促進にもつながるであろう。

しかし、当事者以外の教師がほとんど取り組んでいない点は看過できない問題である。同性愛は少数派であり、当事者による実践には限界がある。文部科学省は、性教育の充実のために、教師用指導資料の作成、学校保健担当教員や養護教諭対象の研修会における性教育の研修などの施策を推進している¹⁴。しかし、性教育に同性愛の取り扱いが明確に含まれていないため、これらの施策で、性教育で同性愛の取扱いにあたり必要とされる知識などの充実した研修が必要となるであろう。マイケル・ライスは、同性愛が学校の性教育で教えられるために重要なこと5点のひとつとして、「きちんと訓練され、教えることに積極的な教師によって教えられること」をあげている¹⁵。性教育を行う教師も、同性愛嫌悪がはびこる学校生活を送ってきた可能性が高いと考えられる。その教師が、何の訓練もな

しに性教育で同性愛について取り上げれば、同性愛嫌悪のメッセージを全く発さずにいられるとは考えられるであろうか？同性愛について科学に基づいた正確な知識、同性愛の子どもの自己受容、異性愛の子どもの同性愛の捉え方につながるものであるとの認識し、性教育を同性愛嫌悪のネガティブ・メッセージの発信の場にしないためにも教師への教育・研修は必要不可欠なのである。

2. 今後の性教育

今後、同性愛の子どもたちも含んだ性教育を構築していくには、上記の問題をどのように克服していくかが大きな課題となる。文部科学省は、学校における性教育について「人間尊重の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることを目標としている。このような性教育は、教科『体育、保健体育』、教科『家庭、技術・家庭』、『道徳』及び『特別活動』などを通じて行うよう指導している」¹⁶とし、性教育の推進に当たっては1) 発達段階に即した内容であること、2) 教育的に価値のある内容であること、3) 家庭・地域の理解が得られる内容であること、との方針を掲げ、性教育の重要性の認識とともにさらなる充実を目指している¹⁷。

さて、未だカリキュラム上の市民権を得られていない同性愛の子どもたちであるが、現実問題として、同性愛をカリキュラムに取り入れることは大いに反対されることなのであるか。以下は社団法人家族計画協会が行った調査で、性に関することがらについて、知るべき年齢を問うたものである。これは16歳から49歳を対象に行われた調査である。

性に関する以下の事柄について、何歳ぐらいのときに知るべきだと思うか

	1～5歳	6～9歳	10～13歳	13～15歳	16～18歳	19歳以上	個人によって異なる	知る必要はない	不明	回答16歳未満で表す
男女の心と身体の違い	7.0	27.8	47.8	51.5	1.4	0.2	2.6	0.5	1.6	92.7
二次経帯、月経、閉経などの性腺系	4.4	12.8	42.1	17.7	1.3	0.1	2.2	0.4	1.2	94.1
受精、妊娠、出産、産後のしくみ	2.1	6.3	42.4	37.7	4.3	0.4	2.5	0.4	1.2	98.6
セックス（性交渉）	0.1	2.3	22.4	44.4	12.2	4.2	7.1	0.7	1.0	79.2
避妊法	0.6	1.3	22.6	32.6	12.4	1.1	4.2	0.0	1.4	76.5
人工妊娠中絶	0.6	1.3	17.3	49.2	15.0	3.1	6.4	2.3	1.3	68.9
エイズとその予防	0.6	2.8	23.5	51.2	14.4	1.6	3.2	0.6	1.4	72.1
エイズ以外の性感染症とその予防	0.1	1.3	22.7	51.6	12.1	2.0	4.0	1.0	1.3	72.9
コンドームの使い方	0.1	0.8	16.5	51.2	20.4	2.4	5.5	1.3	1.6	68.7
妊娠が持たせられる	0.4	1.7	14.2	29.1	27.2	4.3	4.9	2.1	1.9	55.7
産前産後の対応法	0.5	2.0	13.3	44.2	22.4	2.7	6.0	1.2	2.0	69.1
男女間の平等や取っ組み合い	4.2	12.0	25.5	22.1	22.2	1.7	4.0	0.0	2.7	81.2
結婚	1.6	0.7	21.6	27.7	21.3	7.7	10.2	1.1	1.6	67.6
離婚	0.2	0.6	12.2	22.2	19.2	0.1	16.2	2.2	2.2	52.7
人と人とのコミュニケーション	11.4	22.6	22.0	17.7	4.1	1.1	5.5	0.6	1.0	64.7
性に関する倫理や道徳	1.0	5.0	22.2	22.2	12.2	2.2	6.2	1.1	2.0	76.2

出典 社団法人家族計画協会 第3回男女の生活と意識に関する調査

<http://www.jfpa.or.jp/02-kikanshi1/637.html>

同性愛が含まれる「多様な性のあり方」は、「15歳までに知る必要がある」とする回答が55.7%である。これは筆者の予想より高い数字であり、セクシュアル・マイノリティの人々への関心が反映されている数字と考えられる。過半数を超える人々に15歳までの学習の必要を認められているところを見ると、性教育のカリキュラムに同性愛を取り入れることは、概ね理解されるであろうと推察される。しかし、それが積極的な理解に基づくものであるかという点と疑わしいところである。注目すべきは、「個人によって異なる」と「知る必要はない」の二つの項目である。「個人によって異なる」は全体で3番目、「知る必要はない」とは何とも寂しい言葉ではあるが、これは離婚に次いで2番目の高さである。15歳までに知る必要があるとする回答の55.7%も過半数を超えてはいるが、全体からすると16項目中下から2番目、14位である。決して他項目、例えば「二次性徴、月経、射精などの仕組み」「男女の心と身体の違い」などの性教育の定番の項目ほど重要であると認識されているとはいえない。

これらをあわせて考えると「多様な性のあり方」は、他項目と比べると学習は必須ではなく、当事者、または興味がある者が学習すればいいと思われる可能性が高い項目であると考えられる。そうは言っても、他項目と比べて低くはあるが、15歳までに知る必要があるとする回答が過半数を超えていることは、同性愛の子どもを包括した性教育を考える上では、明るい材料であるといえるであろう。

しかし、今日、性教育で同性愛を扱うことはきわめて困難である。カリキュラムに同性愛という性的指向が明示されていないことに加え、性教育パッシングでは、同性愛もパッシングの対象である。2004年、東京都教育委員会は小・中学校教員向けに「性教育の手引」を作成した。この手引きを元に、小中高いずれの学習指導要領にも「性交」という言葉が示されていないという理由で、教育現場では「性交」「セックス」という性教育のキーワードの言葉狩りが進められており、同性愛などとも取り上げられそうにない空気が教育現場を取り巻いているのである。同性愛を取り扱うためには、上記の問題点を克服した性教育が確立されねばならない。マイケル・ライスは、同性愛が学校の性教育で教えられるために重要なこととして、以下の5点を挙げている。

1. バランスが取れていること
2. きちんと訓練され、教えることに積極的な教師によって教えられること
3. 可能な限り、明文化されたカリキュラムの中に位置付けられ、親が知らないうちに突然そのような教育が子どもにされていたということが起こらないようにすること
4. 親が学校性教育から子どもを退席させる権利を持つこと
5. この問題に関しては、ことにそれを受けた生徒たちからの評価を受けるべきであることが必要である¹⁸。

ライスの指摘もふまえ、今後の性教育の分岐点として、上記の五つの問題点の解決の方途を次のよ

うに考える。

- ① 性＝生殖から、生殖を含む包括的な性への概念の深化
- ② 道徳主義的教育から科学的客観性に基づいた教育
- ③ 子どもの主体的な学び
- ④ ジェンダー・センシティブの視座からのカリキュラムの再構築
- ⑤ 教師教育の充実

さらにメディア・リテラシーを今後の課題として考える。

- ① 性＝生殖から、生殖を含む包括的な性への概念の深化

生殖に特化した性概念は、産む性である女性を「母」として賛美しつつ、男性の子孫を残す役割の中に閉じ込めるといった偏見、ジェンダー・バイアスを生み出してきた。その中で同性愛の子どもたちは、生殖というプロセスからの落伍者であったために、公的カリキュラムでは存在を抹殺されてきたのである。現在のカリキュラムの基盤である性を生殖に特化した性概念の深化が図られねばならない。

この深化のためには、性を生物学的側面だけでなく、社会や文化、さまざまな要素の影響を受けて構成されるものであると包括的に捉えるジェンダーの概念の導入が必要不可欠である。性を多角的に捉えることにより、セックスと性的指向をそれぞれ性の一側面として考慮することができるのであり、子どもの性がさまざまな影響を経て構成されているという観点に立ってはじめ、最適なアプローチを考案できるスタートラインに立つことができるのである。例えば子どもたちの性の形成を社会面から考えると、メディアによる影響が見逃せない問題として浮かび上がってくる。子どもの性情報源は男女ともに友人とコミックス・雑誌といったメディアが大きな情報源である¹⁹。子どもたちが主たる情報源としているメディアの一例として、テレビドラマを考えてみよう。東優子は、若者向け恋愛ドラマに描写される性の保健行動メッセージの分析を行い (1)性の健康管理に有益な情報の欠如、(2)妊娠>性感染症、(3)愛のためなら命も捨てる、という特徴を挙げ、性に関係する描写が多彩かつ豊富であるにもかかわらず、性の保健行動がほとんど含まれていない問題を指摘している²⁰。子どもたちが多くの性情報を入手しているメディアは、このようなバイアスがかかったメッセージを発信しているのである。このように子どもの性を社会的側面からの形成として考えると、性教育の観点からもメディア・リテラシーの必要性が認められるのである。このように子どもの性の形成を、成熟に向かう身体の発達という生物学的側面のみならず焦点を合わせたアプローチでは不十分であり、ジェンダー概念不在の性教育は、同性愛の子どもたちを埋没させるだけでなく、すべての子どもにとって、現実にはそぐわないアプローチとなるのである。

② 道徳主義的教育から科学的客観性に基づいた教育

性教育において、純潔教育に見られるような性道徳を教え込む教育は、子どもを「より善くなりたい」という願いをもちて生きている存在としては認めず、善さは大人が決めたものであり、その鑄型にあわせることを教育の成功とする典型的な教え込み教育である。ジェンダー・フリー教育バッシングや性教育バッシングでは「過激」「いきすぎ」という非難が盛んであるが、「過激」「いきすぎ」の根拠は何かというと、非難する側の「常識」という学問的な根拠をなんら持たない印象論である。教育的文脈での「なぜそれが行われたのか」「それが最善の働きかけだったのか」「子どもはどのように捉えているのか」といった当然なされるべきである問いが一切欠落しているのである。

純潔や結婚の過度の教え込みは、その方針にそぐわない同性愛の子どもだけでなく、性被害を受けた子ども、中絶経験のある子ども、離婚家庭の子どもをも切り捨てて成り立つ教育なのである。浅井は、科学的用語(性器の名称、性交、避妊、ピル、ジェンダー(フリー)、男女混合名簿、多様な性、同性愛など)の使用禁止が、道徳主義的教育に収斂していく可能性を指摘している²¹。性教育で扱うものは、あくまで科学に基づいた知識、特定の子どものみを排除しない正確かつ公平な情報でなければならないのである。

③ 子どもの主体的な学び

子どもが学ぶ性は、自分の性であり、他者の性であり、相手との関係を構築していく上でも大きく影響するものである。子どもが性をアイデンティティの一部として認識し、より善い自身の性のあり方を求めていくうえでは、やはり子どもが学びの主体者でなければならない。スウェーデンの性教育は1955年の義務化以降、当初は教師による情報の提供が中心であったが、近年は子どもたちが考えたり、話し合ったりすることが中心となってきている。授業方法も対話、討論、グループトークといった子ども中心の授業形態で教師はガイドのような役割になっている²²。まだ「何を教えるか」が議論になっている日本では、子どもの主体性が認められているとはいいがたい。性教育の学びにおいて子どもを主体者と位置付けることにより、子どもは自分を学びの出発点とすることができる。そして、授業を行った際には、子どもの評価を受ける必要もあるであろう。

④ ジェンダー・センシティブの視座からのカリキュラムの再構築

同性愛の子どもをも包括するカリキュラムの構築のためには、ジェンダー・センシティブの視座に立つことが必要である。ジェンダー・センシティブの視座からのアプローチの最大の強みは、ジェンダーの捉え方が固定的ではないことである。ジェンダー・センシティブの立場からの働きかけは、常にその場でのジェンダーの働きを考慮し、その場で最適な働きかけを行う。たとえば「男女一緒に性教育を行うか」という問題についても、項目によって、合同で行うか、男女別かという画一的ではない答えが考えられるであろう。ジェンダーはさまざまな社会的、文化的要素を内包した概念である。

この概念がもたらす働きに敏感になることによって、ジェンダー・フリーの視点では不在であった、強制異性愛社会の影響を考慮の枠に入れることが可能となるのである。強制異性愛社会が子どもに及ぼす影響をも考慮しなければ、アウトサイダーである同性愛の子どもへのより善いアプローチを考案することは不可能なのである。

「強制異性愛の制度が子どもたちにどのような影響をもたらすのか？」この問いは同性愛の子どもたちのみならず異性愛の子どもたちも含め、すべての子どもに対して成立する問いであり、この問いによって「男女」の枠からはみ出した同性愛やセクシュアル・マイノリティの取り込みが可能となるのである。

⑤ 教師教育

性は万人にとって、アイデンティティのひとつであり、それと同時にプライベートな領域が存在するものでもある。それだけに性教育の授業は、普通の授業でも子どもと接している教師が行うのが最良であろう。プライベートな領域に踏み込むものであるだけに、信頼関係が基盤となるのである。

同性愛の子どもへのアプローチを行う上では、教師が同性愛嫌悪を持たず、科学的知識を持って臨むことが重要である。しかし、素晴らしい性教育実践を行っている教師もいるが、セクシュアリティに関する学習の機会をもたないまま教職について、多忙な教師生活を送ることになれば、大多数の性教育の実践が「脅す、遠ざける」という自分も受けてきたであろう安易かつ危険極まりないスタイルになってしまうであろう。金子由美子は、「性教育が苦手だから」「難しいから」といって避けている教員は子どもを守ろうとしない、「性教育のネグレクトの加害者」であると指摘している²³。厳しい言葉であるが、問題の重大性を考えると全くその通りの指摘である。しかし、それを安易に責められないほど教師は過酷な職業である。その多忙さを考えると、同性愛の子どもをも包括した性教育を行うためには、教師になってからの研修も大切であるが、教員養成課程の中に性教育で組み込まれることが望ましいであろう。すでに同性愛について正確な知識、許容的な姿勢を築いて現場に乗り込んでほしいものである。現場に出た以上、いつ同性愛の子どもたちに接するかはわからないし、うかつな一言で同性愛の子どもに癒しがたい傷を負わせることがいつでも起こりうる。しかし、そうした事態は一例としてあっていいものではないし、回避できるものである。

1. 性教育以外からも含めた科目での包括的アプローチ

以上のように性教育の問題点の解決策となるアプローチを提案したが、筆者は性教育で同性愛という性的指向について取り上げることは必須であるが、それは他科目との関連を含めた包括的なアプローチでなければ効果が発揮されないと考える。どんなに理想的な性教育の授業であったとしても、性教育だけで同性愛者の存在を可視化することは、同性愛者が性的な話題のときにだけ可視化されるということであり、強制異性愛の社会で性的指向を特別にとりあげられ、性的存在とみなされることが

多い同性愛者の現状強化につながってしまうのである。性的指向を性の一側面、ひいては人間の一属性であると捉えるためには、性的な話題以外でも同性愛者の可視化を進めていくことが性的指向について明確に取り上げることと同じくらい重要である。

まだ数は少ないが、同性愛について学校現場で取り上げた実践例も報告されている。カリキュラムから逸脱することなく、同性愛について取り上げたものであり、以下は一例である²⁴。

- ・ 実際に同性愛者を呼び、話をしてもらった。話を聞いた生徒たちからは「話を聞かなかったら偏見を持ち続けていたかもしれない」「前向きですごい。会えてよかった」「差別は間違いだ」と声が寄せられた。
- ・ ナチスの強制収容所では、同性愛者にピンクトライアングルをつけさせ、過酷な労働をさせたり、ガス室に送ったことを話した(中学校・社会)
- ・ ハーヴェイ・ミルク(同性愛者の人権活動家)の実話を教材として使用した(中学校・英語)
- ・ 自然界の多様な性について取り上げた(高校・生物)
- ・ 同性同士のセックスについて扱った(高校・国語)

このように、科目の制約の中でも取り上げることは十分に可能なのである。同性愛に対しての風当たりが厳しい中で、こうした実践が行われていることは、今後の同性愛の子どもたちへのアプローチを考察する上では明るい材料であるといえよう。同性愛を多様な場面で可視化することによって、子どもたちは同性愛者の存在を知る機会が増え、同性愛について抱きがちなネガティブなイメージの抹消につながるのである。

IV. アメリカにおける同性愛の子どもへの学校教育のアプローチについて

オープンリー・ゲイの歴史研究者であるジョージ・チョーンシーは50年前の同性愛者の状態をこのように述べている。

50年前の同性愛者は、単に軽蔑され、嘲笑されていただけではない。彼らの市民権は制度的に剥奪されていたのだ。つまり、結社の自由、公的な施設を利用する自由、表現の自由、報道の自由、そして自分自身が欲する親密さの形を選択する自由を剥奪されていたのである²⁵。

チョーンシーの指摘どおり、同性愛者は市民権を奪われ、露骨な差別を受けていたのである。現在アメリカでは、2003年、ニューヨークにセクシュアル・マイノリティのための初の公立高校であるハーヴェイ・ミルク高校の誕生に象徴されるように同性愛の理解が進む反面、根強い同性愛嫌悪も存在

する。学校でも同性愛の子どもがいじめにあい、中退、自殺にいたることも決して稀ではない。デボラ・ロフマンは、同性愛やセクシュアル・マイノリティの子どもたちがおかれている危機的状況を、マサチューセッツ、ワシントン、バーモントの三州の調査から以下のように指摘している²⁶。

- ・ 97%の公立学校の生徒が、友人が同性愛の悪口を言うのを耳にしている
- ・ 53%の教職員が同性愛に対する悪口を言うのを耳にしている
- ・ 80%の教師がセクシュアル・マイノリティの生徒に否定的な態度をとっている
- ・ 67%のガイダンスカウンセラーがゲイ・レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーに否定的な感情を持っている
- ・ 教師になる予定の人々の77%が同性愛についてのディスカッションを促進しない
- ・ 85%が同性愛のテーマをカリキュラムに統合することに反対している
- ・ ゲイ男性の45%、レズビアン女性の20%が高校生時代に、同性愛者であることを理由とした言葉または身体的な暴力を受けたことがある
- ・ 80%の同性愛の子どもが社会での深刻な孤立感を感じている

また、同性愛の子どもたちが危険行動を取る割合は、同性愛でない子どもたちに比べ、押しなべて高い。例えば、同性愛の子どもたちは、同性愛でない子どもたちと比べて学校に危険を感じて退学する子どもが約2～5倍、自殺を試みる子どもが約4倍、10代にして親になってしまう子どもが約2倍である。さらにコカインに手を出す子どもが約3～10倍、飲酒率も高いのである²⁷。

1. マサチューセッツ州における同性愛者保護プログラムの実践についての事例研究

本項では、同性愛の子どもたちの保護プログラムを実施しているマサチューセッツ州の事例を考察する。マサチューセッツ州は、性的指向による差別を含む人種差別反対法が制定されている数少ない州のひとつであり、全米ではじめて同性愛の子どもを保護するプログラムを打ち出した州でもある。2004年には州の最高裁で同性婚を合憲とする判決が出されており、同性愛者への理解が進んでいる州のひとつである。

1993年、マサチューセッツ州教育委員会は、「教育委員会によるゲイとレズビアンの生徒のサポートと安全のための勧告」を満場一致で採択し、以降安全な学校づくりに力を注いできたのである。

(1) メイヤーの実践 —レインボー・フラッグ掲揚の戦い—

ラルフ・メイヤー学校(以下メイヤー)はマサチューセッツ州オレンジの小さな町にあり、コミュニティと深いつながりがある。学校のエントランスには、星条旗、州旗と並んでレインボー・フラッグ(筆者注:多様性を表し、セクシュアル・マイノリティのシンボルとされる旗)が掲揚されている。

しかし、メイヤーが所在する地域のコミュニティは、同性愛に対して決して寛容ではなかった。メ

イヤーにレインボー・フラッグが飾られている今日こそ、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアルの人々もコミュニティの一員と認められているが、1993年以前は、性的指向について公に話し合える状態ではなかったのである。

メイヤーのレインボー・フラッグ掲揚のきっかけは、GSA (Gay Straight Alliances) の設立であった。GSAはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの生徒達の安全な学校づくりを目指す学生組織である。

メイヤーのGSAは、1995年レインボー・フラッグを獲得した。彼らは学生自治委員会にレインボー・フラッグを学校の前に掲揚することを求め、許可は下りた。しかし、直ちに宗教団体などが反対の声を上げるなど、学校内外からレインボー・フラッグに対して否定的な反応があった。旗が掲揚されてからも数週間にわたって、GSAのメンバーがいやがらせを受けもした。しかし、こうした反対の動きに対しても、GSAは迅速に動いた。PTAと、レインボー・フラッグを飾るべきかを話し合うミーティングを開き、200名近いコミュニティのメンバーの前で生徒たちは、なぜ旗が飾られるべきなのかということを臆することなく、雄弁に語った。結果、PTAは旗の掲揚を認めたのであった。PTAの投票はGSAにとって重要な勝利であった²⁸。

メイヤーのGSAは、設立から、レインボー・フラッグの掲揚、公開討論での反対派の人々の説得に至るまで、運動はすべて生徒の自主的な活動であった。徹底した生徒主体の運動であったということは特筆すべき点である。下図は、GSA、教職員やスタッフのトレーニング、学校のポリシーが安全な学校づくりにどれだけ役に立っているのかを示したものである。

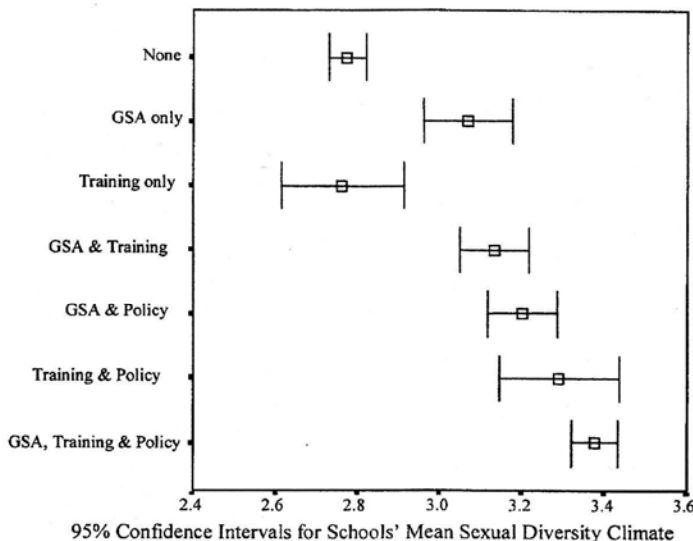


FIG. 1.—Schools' mean sexual diversity climate by implementation of the Safe Schools Program for Gay and Lesbian Students.

出典: .Szalacha Laura “*Safer Sexual Diversity Climates’ Lessons Learned from an Evaluation of Massachusetts Safe Schools Program for Gay and Lesbian Students*” 2003 .p.71

横軸は同性愛の子どもたちにとっての学校の安全度を示し、右に行くほど同性愛の子どもにとって安全な対策と位置付けられる。ローラ・スチャラッカによれば、90%以上の生徒が自分の学校のGSAの存在を認識しており、GSAがある学校では、ない学校と比べて同性愛者の悪口を言われることが少ないことなどを挙げ、性の多様性が認められる学校づくりには、GSAが最も重要であると指摘しているのである²⁹。

日本では、中学生、高校生の間でメイヤーのGSAが展開したような同性愛の生徒の権利獲得運動と言った動きは起きていない。これには、日本とアメリカの学校での同性愛者の環境の安全における差が原因として考えられる。アメリカでは、上述したように身体的暴力、武器を使つての暴行など、同性愛者が学校生活を送る上での最低限度の安全が脅かされる事態は珍しいことではない。それに比べると日本の同性愛者が、学校でアメリカの同性愛者ほどに危険を感じることは少ないといえるであろう。もちろん一というのも悲しいことではあるが一、日本の同性愛の子どもたちも、同性愛嫌悪からくる言葉のいじめや、仲間はずれ、身体的暴力などにあっている。しかし、総じて見れば、最低限の安全を脅かされる状況に追い込まれることがアメリカと比べると少ないと考えられるのである³⁰。

マリリン・トットンは、セクシュアル・マイノリティの子どものために以下のような手立てを学校で効果的なものとして挙げている³¹。

主に考えられる手立てとして挙げられるもの

- ・ セクシュアル・マイノリティを苦しめる迷惑行為へのポリシーの確立
- ・ カリキュラムの変更
- ・ カウンセラーを含めた学校関係者の教育
- ・ 友達グループの編成
- ・ 教師が個人として取れる行動

日本とアメリカを単純比較するのは無理な話であるが、それでもこの事例研究では、今後の日本の同性愛の子どもたちへのアプローチの参考となる点が多い。特に生徒の主体性には、目を見張るものがある。メイヤーのGSAに見られるような、高い問題意識を持ち、地道に動き、憎悪に憎悪で返すのではなく、冷静に、納得がいくまで何度でも話をする姿勢が成功につながるのである。

V. 結論

同性愛の子どもたちの存在は、学校教育の現場における男女二元の単純な見方が孕む大きな問題を明らかにした。学校教育の現場で適用されてきた男女二元の見方は、社会制度としての異性愛の軸上

に成立したものであり、「男」「女」の特性に「異性愛」も付与されているのである。従来の教育は、ここに疑いを持たないことで、同性愛の子どもたちを当然のごとくアウトサイダーに仕立て上げてきたのである。アウトサイダーとされてきた同性愛の子どもたちに注目することで、教育におけるジェンダーについての働きの重要性が改めて浮き彫りになるのである。教育が、より善くなるうとする子どもたちへの働きかけである限り、主体はあくまで子どもであり、働きかける側の理想を押し付け、善さを問題にして生きる子どもの姿勢をつぶして鑄型にはめるような教え込みは論外である。しかし、それがジェンダーの領域では当然のごとく起こってきたのである。ジェンダー・バインドという型であったり、ジェンダー・フリーという型であったり、いずれにせよ、これらのジェンダー観では、異性愛を制度として問い直し、同性愛の子どもをも含む包括的なアプローチの構築は試みられなかったのである。同性愛の子どもたちをも包括したアプローチが必要となることは何であろうか。

まず第一に、制度としての強制異性愛を認識することである。この認識が欠如しては、何も始まらないと言っても過言ではない。異性愛は単なる性的指向ではなく、社会制度の根幹をなすものであるという認識に立つ必要がある。異性愛は家族制度の基盤であり、再生産なくしては運営が成り立たない国家からの維持要請が出ているのである。同性愛嫌悪も社会からの強制異性愛の維持装置のひとつと考えることで、社会上構成されているとの見方から改善を試みることができるであろう。

第二に、政治の枠組みからの教育の解放、独立である。村井は、今日の「教育」が「政事」の一つにすぎないものとして「政治」の支配のもとに取り込まれ、日本人は遂に「教育」を人間のための仕事として語ることはおろか、感じることも考えることさえもできなくなってしまったとして、教育が教育としての働きをまったくできていないことを指摘している³²。政治が教育に影響を及ぼすことは、政治の要求にそぐわない教育側の要求がつぶされるということである。日米の同性愛の子どもたちをめぐる状況を調べていて痛感したことは、両国ともに教育が政治の理想を実現するための道具、一政事と化してしまっている現実であった。日本では、心のノートに見られる徳目の教え込み、アメリカでは「禁欲のみ」教育による子どもの押さえつけがその典型である。国家の理想像へ育てることを期待される限り、国家の再生産という視点に立脚している国家の観点から、同性愛の子どもたちは排除されてしまうのである。同性愛の子どもたちへのより善いアプローチを突き詰めていくと、どうしても最終的には、国家の要求と教育の要求の対立が避けられないものとなる。政治の強大な権力下での同性愛の子どもたちは、政治が教育に介入することによって犠牲になる子どもの筆頭である。同性愛の子どもたちを教育対象として可視化し、より善い働きかけを行なううえでは、教育が教育の独立性、独創性を認められなければならないのである。同性愛の子どもたちがより善く生きるためにも、政治の枠からの教育の開放、独立は、認められなければならないのである。

同性愛の子どもたちを教育の領域に持ち込むということは、どのような変化が期待されるのであろうか。マーティンは、男性のものとされてきた教育の領域に女性を持ち込むことをこのように述べる。

すなわち、教育は社会制度として歴史と伝統を持ち、経済や文化の圧力に束縛されているのである。しかし、そうではあっても、教育的思考の古い習慣は変えられ得るし、ずっと昔からある仮定は捨て去ることもできるし、新たなヴィジョンは実践を改善しうるのである。女性を教育の領域に持ち込んで得た、予想もしなかった報酬は、人口の「残りの」半分の教育の研究が、教育のすべてを、かつてとは違ったものとして見られるようにしたことであろう³³。

筆者はこの素晴らしい文章中の「女性」を「同性愛者」に代えて読んでみた。そして、想像して身震いがしたのである。女性と同性愛者では、人口比率が異なるが、両者は教育の領域におけるアウトサイダーであった点において共通している。同性愛者を教育の領域に持ち込むことによって、私たちは、どのような教育の変化がみられるのであろうか。それは同性愛の子どもたちを含むすべての子どもたちにどのような影響を与えるのであろうか。自身の性的指向に真摯に向き合う子どもたちを教育対象として明確に捉えることは、これまでの教育におけるジェンダー観にどのような問題提起がされるのであろうか。男女二元の枠からのアウトサイダーである同性愛者たちの存在は、社会構成上のジェンダーの単純な捉え方に警鐘を鳴らす。異性愛という決定的な核を持たない『男』『女』である彼ら、彼女らの存在は、典型的な「男」「女」の枠に安住して、ジェンダーについて考えないことや、固定的に捉えることの危険性を訴えているのである。

同性愛者たちは、強制異性愛社会で沈黙を強いられ、声を上げれば攻撃され、同性愛という自身の性的指向と向き合うことを余儀なくされてきた人々である。同性愛者たちは、みな問いかけている。「なぜ自分は同性愛者なのか」と。同性愛者たちは、同性愛という自己の性的指向について、自分のアイデンティティの確立のため、真摯な自己内対話や他者との対話を繰り返してきたのである。転じて、どれほどの異性愛者が、この切り崩しに耐えられるのであろうか。同性愛者は、異性愛者から何の苦もなく行えた性的指向の肯定的受容をとことん妨害されてきたのである。腰掛けるはずの場所を社会からとことん切り崩され、自分のアイデンティティのひとつとして位置付けるために、壮絶な戦いを強いられてきたのである。自分にとっては自然であるのに、社会上の「自然」と合致していないために、時には矯正を強いられるほどの切り崩しにあってきたのである。これほどの真摯な向き合いを異性愛者は行ってきたのだろうか。実は性的指向について、悩むべきは異性愛者ではないのであろうか。自己のアイデンティティの一部として異性愛者は性的指向を確立し切れていないのではないか。足場を切り崩して、もう一度、より強固な足場として構築することができるのであろうか。同性愛者はそれをずっと続けてきたのである。そうしなければ、同性愛という性的指向を自身のアイデンティティに組み込めなかったのである。

このような背景を持つ人々を教育の領域に組み込むことで、私たちのジェンダー観は、教育観はどのような変化を見るのであろうか。同性愛の子どもたちの存在は、教育的働きかけにおいて、ジェンダー概念を固定化して用いることが危険であること、ジェンダーについて考え続けなければ、より

善い働きかけをおこなうことが不可能であることを示している。ジェンダー・センシティブの立場から行う働きかけは、子どもに特定の姿であることを要求しない。同性愛の子どもたちを同性愛の子どものとして捉えて、そこを出発点として働きかけを考えることができる、もっとも同性愛の子どもたちの性的指向を含めた人格に敬意を払った働きかけである。ジェンダー・センシティブの立場でこそ、同性愛の子どもたちをあるがままに捉え、肯定し、人間としての尊厳を侵さず、より善い働きかけができるのである。

ジェンダー・センシティブな教育は、すべての同性愛の子どもたち、すべての異性愛の子どもたち、すべてのより善く生きようとしている子どもたちへのもっとも誠実な教育的働きかけである。そして、同性愛の子どもたちは、ジェンダーを単純化して捉えることに警鐘を鳴らすのであり、私たちがジェンダーについて真摯に考えていかねばならないことを教えてくれる宝の存在なのである。

引用文献

- 1 村井実著『教育と民主主義』東洋館出版社 2005年 203頁
- 2 『性的マイノリティの基礎知識』作品社 2005年 83頁
- 3 『週刊朝日』2007年4月27日
- 4 『朝日新聞』2002年2月19日
- 5 平成17年度厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 報告書『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2』主任研究者・市川誠一 4頁 URL参照日2009年12月27日
- 6 アドリエンヌ・リッチ著 大島かおり訳『血、パン、詩。』晶文社 1989年 86頁
- 7 同性愛の男の子について、「学校で仲間はずれにされていると感じたことがある」42.7%、「教室での居心地の悪さを感じたことがある」57.0%、「ホモ・オカマ」の言葉被害、54.5%、「言葉以外のいじめ被害」45.1%というデータがある。平成17年度厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 報告書『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2』主任研究者・市川誠一 9-10頁 URL参照日2009年12月27日
- 8 伊藤悟著 編集協力やなせりゆうた『同性愛の基礎知識』あゆみ出版 1996年 69頁
- 9 日本の学校における隠れたカリキュラムについては、『学校文化とジェンダー』木村涼子著 勁草書房 1999、『ジェンダーで学ぶ教育』天野正子/木村涼子編を参照した。
- 10 『日本人の子育て・教育を読み解くデータ総覧2004』155頁
- 11 義務教育諸学校における性教育の実態調査について
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/06022303.htm
- 12 『若者の性白書 第6回青少年の性行動全国調査報告』163頁では、高校生に性知識を問う質問で、月経周期についての質問「排卵がいつも月経中におこる」を誤りであると正答したのが女子45%に対して男子は16%にとどまった。また、「精液がたまりすぎると身体にわるいえいきょうがある」という質問で誤りであると正答したのは男子45%に対して女子は13%であった。男女ともに異性の生理についての正確な知識を得ていないようである。さらに男女とも自分の性についての正答が45%と過半数にも満たないことから、性教育が再考を迫られている問題であることは明らかであろう。
- 13 浅井春夫「『性の貧困』と性教育政策のこれからを問う」『現代性教育研究月報』2009年11月号、4頁
- 14 『我が国の文教施策』第I部 「心と体の健康とスポーツ」第2章 「健康教育の充実のために」第4節 「性教育、エイズ教育の充実 2」 「性教育の充実」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_037.html URL参照日2009年12月2日
- 15 『現代性教育研究月報』「イギリスの性教育」2002年1月号
- 16 『我が国の文教施策』第I部 「心と体の健康とスポーツ」第2章 「健康教育の充実のために」第4節 「性教育、エイズ教育の充実 2」 「性教育の充実」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_037.html URL参照日2009

年12月2日

- 17 同上
- 18 「イギリスの性教育」『現代性教育研究月報』2002年1月号
- 19 日本性教育協会編『若者の性白書 第6回青少年の性行動全国調査報告』財団法人 小学館 157頁
- 20 『現代性教育研究月報』 2004年4月号 1-6頁
- 21 浅井春夫「『性の貧困』と性教育政策のこれからを問う」『現代性教育研究月報』2009年11月号、5頁
- 22 『現代性教育研究月報』 2002年2月号 10-12頁
- 23 金子由美子『季刊セクシュアリティ』№10 “人間と性”教育研究協議会 エイデル研究所 2003年
- 24 “人間と性”教育研究所編『同性愛・多様なセクシュアリティ 人権と共生を学ぶ授業』子どもの未来社 2002年
- 25 ジョージ・チョンシー著 上杉富之／村上隆則訳 『同性婚』明石書店 2006年 39頁
- 26 Roffman, Debora “A Model for Helping Schools Address Policy Options Regarding Gay and Lesbian Youth,” *Journal of Sex and Therapy* 25(2&3), 130.
- 27 同上
- 28 Perrotti Jeff and Westheimer Kim “When the Drama Club Is Not Enough Lessons from the Safe Schools Progrm for Gay and Lesbian Students” Beacon Press, 2001 pp.9-12
- 29 Szalacha Laura : “Safer Sexual Diversity Climates’ Lessons Learned from an Evaluation of Massachusetts Safe Schools Program for Gay and Lesbian Students” *American Journal of Education* 110 2003 . pp.69-70
- 30 同性愛の男の子が学校であういじめ、からかいなどについては、「学校で仲間はずれにされていると感じたことがある」42.7パーセント「教室での居心地の悪さを感じたことがある」57.0パーセント「ホモ・オカマ」の言葉被害、54.5パーセント「言葉以外のいじめ被害」45.1パーセントというデータがある。平成17年度厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 報告書『ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2』」主任研究者・市川誠一 9-10頁 URL参照日2009年12月27日
- 31 Totten Marilyn "Toward Visibility: Support for Sexual Minority Youth in Secondary Schools." M. Ed. Thesis, University of Regina, 2004.
- 32 村井実著『教育と民主主義』東洋館出版社 2005年 201頁
- 33 ジェイン・ローランド・マーティン著 村井実監訳 坂本辰朗・坂上道子共訳『女性にとって教育とはなんであったか—教育思想家たちの会話—』東洋館出版社 1987年 340頁

参考文献

- Perrotti Jeff and Westheimer Kim “When the Drama Club Is Not Enough Lessons from the Safe Schools Progrm for Gay and Lesbian Students” Beacon Press, 2001
- Roffman, Debora “A Model for Helping Schools Address Policy Options Regarding Gay and Lesbian Youth,” *Journal of Sex and Therapy* 25(2&3)
- SIECUS <http://www.siecus.org/>
- Szalacha Laura : “Safer Sexual Diversity Climates’ Lessons Learned from an Evaluation of Massachusetts Safe Schools Program for Gay and Lesbian Students” *American Journal of Education* 110 2003
- Totten, Marilyn “Toward Visibility: Support for Sexual Minority Youth in Secondary Schools.” M. Ed. Thesis, University of Regina, 2004.

浅井春夫・子安潤・鶴田敦子・山田綾・吉田和子著

『ジェンダー／セクシュアリティの教育を創る パッシングを超える知の経験』明石書店 2006年

浅井春夫・北村邦夫・橋本紀子・村瀬幸浩編著

『ジェンダーフリー・性教育パッシング ここが知りたい50のQ&A』大月書店 2003年
生田久美子編 『ジェンダーと教育』東北大学出版会 2005年

-
- 池谷壽夫 「純潔教育に見る家族のセクシュアリティとジェンダー：純潔教育家族像から60年代家族像へ」『教育学研究』第68巻第3号 2001年9月 17頁
- 池谷壽夫『新装版 セクシュアリティと性教育』青木書店 2003年
- 伊藤悟著 編集協力やなせりゆうた『同性愛の基礎知識』あゆみ出版 1996年
- 動くゲイとレズビアン研究会 『国連と人権教育のための国連10年』 1999年
- 亀田温子／編著 『学校をジェンダー・フリーに』明石書店 2000年
- 木村涼子著 『学校文化とジェンダー』勁草書房 1999年
- 木村涼子編 『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社 2005年
- 財団法人 日本性教育協会編『若者の性白書 第6回青少年の性行動全国調査報告』
小学館 2007年
- 相良順子著 『子どもの性役割態度の形成と発達』風間書房 2002年
- 島村輝／著 『『心のノート』の言葉とトリック』つなん出版 2005年
- 須藤廣編著 『高校生のジェンダーとセクシュアリティ—自己決定による新しい共生社会のために—』明石書店 2002年
- セクシュアルマイノリティ教職員編著 ロニー・アレキサンダーほか著『セクシュアルマイノリティ 同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性』 第2版 明石書店 2006年
- 多賀太著 『男性のジェンダー形成』東洋館出版社 2001年
- ジョージ・チョンシー／著 『同性婚』明石書店 2006年
- (社)日本家族計画協会・(財)家族計画国際協力財団・NPO法人ふれいす東京・“人間と性”教育研究協議会編 エイデル研究所『アメリカの禁欲主義教育と日本の性問題』2003年
- 日本教材システム編集部／編 日本教材システム『中学校学習指導要領新旧比較対照表』2008年
- 日本教材システム編集部／編 日本教材システム『小学校学習指導要領新旧比較対照表』2008年
- “人間と性”教育研究協議会／編『人間と性の教育』第1巻 新版 大月書店 2006年
- “人間と性”教育研究協議会／編『人間と性の教育』第5巻 新版 大月書店 2006年
- “人間と性”教育研究所編『同性愛・多様なセクシュアリティ 人権と共生を学ぶ授業』 子どもの未来社 2002年
- NHK「日本人の性」プロジェクト編 『データブック NHK日本人の性行動・性意識』 NHK出版 2002年
- 西尾幹二著 『新・国民の油断』PHP研究所 2005年
- ジュディス・バトラー著 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』 青土社 1999年
- 針間克己著 『一人ひとりの性を大切に生きて』少年写真新聞社 2003年
- 広田照幸／監修『リーディングス 日本の教育と社会第16巻』日本図書センター 2009年
- ピエール・ブルデュー、ジャン＝クロード・パスロン 著 『再生産』藤原書店 1991年
- ヴァネッサ・ベアード著 町口哲生訳 『性的マイノリティの基礎知識』作品社 2005年
- 『ヘンリー・ワクスマン下院議員のための報告書』
- ジェイン・ローランド・マーティン著 村井実監訳 坂本辰朗・坂上道子共訳
『女性にとって教育とはなんであったか—教育思想家たちの会話—』 東洋館出版社 1987年
- サンダース宮松敬子著『カナダのセクシュアル・マイノリティたち』教育史料出版会 2005年
- アドリエヌ・リッチ著 川島かおり訳『血、パン、詩。』アドリエヌ・リッチ著 晶文社 1989年
- 渡辺大輔 若年ゲイ男性の学校内外での関係づくり—学校空間が持つ排除と分断の政治の検討にむけて— 『教育学研究』第72巻 第2号 2005年6月